

令和4年9月  
大竹市議会定例会（第5回）議事日程

令和4年9月21日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		会議録署名議員の指名	
第 2		発言取り消しについて	即 決
第 3	議案第37号	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	総務文教 (原案可決)
第 4	議案第41号	工事請負契約の締結について	
第 5	議案第45号	令和4年度大竹市一般会計補正予算（第5号）	
第 6	議案第38号	大竹市税条例等の一部改正について	(原案可決)
第 7	議案第39号	大竹市水道条例の一部改正について	(修正可決)
第 8	議案第40号	大竹市下水道条例等の一部改正について	(原案可決)
第 9	議案第42号	令和3年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	生活環境 (原案可決及び認定)
第10	議案第43号	令和3年度大竹市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	
第11	議案第44号	令和3年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	
第12	議案第46号	令和4年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）	
第13	議案第47号	令和4年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	(原案可決)
第14	令和4年請願第2号	少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願	総務文教 (採 択)
第15		議会改革特別委員会委員長報告	
第16	認 第 5号	令和3年度大竹市一般会計決算	決算特別委 設置・付託 (一 括)
第17	認 第 6号	令和3年度大竹市国民健康保険特別会計決算	
第18	認 第 7号	令和3年度大竹市漁業集落排水特別会計決算	
第19	認 第 8号	令和3年度大竹市農業集落排水特別会計決算	
第20	認 第 9号	令和3年度大竹市港湾施設管理受託特別会計決算	
第21	認 第10号	令和3年度大竹市土地造成特別会計決算	
第22	認 第11号	令和3年度大竹市介護保険特別会計決算	
第23	認 第12号	令和3年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算	

- 第24 報告第 8号 令和3年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の報告について (報告)
- 第25 閉会中の継続審査の申し出について
- 第26 生活環境委員会の閉会中の継続審査について
- 第27 議員派遣について

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 発言取り消しについて
- 日程第 3 議案第37号から日程第 5 議案第45号 (報告・表決)
- 日程第 6 議案第38号から日程第13 議案第47号 (報告・質疑・討論・表決)
- 日程第14 令和4年請願第2号 (報告・表決)
- 追加日程第 1 意見書案第2号 (説明・表決)
- 日程第15 議会改革特別委員会委員長報告 (報告・質疑・討論・表決)
- 日程第16 認 第 5号から日程第23 認 第12号 (説明・付託)
- 日程第24 報告第 8号 (報告)
- 日程第25 閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第26 生活環境委員会の閉会中の継続審査について
- 日程第27 議員派遣について

○出席議員 (16人)

- |          |          |
|----------|----------|
| 1番 賀屋幸治  | 2番 末広天佑  |
| 3番 藤川和弘  | 4番 原田孝徳  |
| 5番 小中真樹雄 | 6番 中川智之  |
| 7番 小田上尚典 | 8番 北地範久  |
| 9番 西村一啓  | 10番 和田芳弘 |
| 11番 網谷芳孝 | 12番 児玉朋也 |
| 13番 山崎年一 | 14番 日城 究 |
| 15番 細川雅子 | 16番 寺岡公章 |

○欠席議員 (なし)

○説明のため出席した者

- |               |      |
|---------------|------|
| 市 長           | 入山欣郎 |
| 副 市 長         | 太田勲男 |
| 教 育 長         | 小西啓二 |
| 総 務 部 長       | 佐伯和規 |
| 市 民 生 活 部 長   | 中村一誠 |
| 健康福祉部長兼福祉事務所長 | 三原尚美 |
| 建 設 部 長       | 山本茂広 |
| 建設部地籍調査担当部長   | 小田健治 |
| 上 下 水 道 局 長   | 古賀正則 |

消 防 長  
総務課長併任選挙管理委員会事務局長  
企 画 財 政 課 長  
監 査 委 員

小 田 明 博  
柿 本 剛  
三 井 佳 和  
薬師寺 基 夫

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長  
議 事 係 長

三 上 健  
北 修 治

10時00分 開議

○議長（賀屋幸治） 定足数に達しておりますので、これより、直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に、お知らせがございます。

新型コロナウイルス感染予防のため、50分を目安として休憩を入れ、本会議場の換気をしたいと思っております。皆様の御協力をお願いいたします。

これより、日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（賀屋幸治） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、3番、藤川和弘議員、4番、原田孝徳議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第2 発言取り消しについて

○議長（賀屋幸治） 日程第2、発言取り消しについてを議題といたします。

お諮りいたします。サイドブックに掲載しているとおおり、日域議員から9月6日の本会議における発言について、会議規則第65条の規定により、発言取消申出書に記載された部分を取り消したい旨の申し出がありました。この取消申出を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、日域議員からの発言の取消申出を許可することに決しました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第3～日程第5〔一括上程〕

議案第37号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第41号 工事請負契約の締結について

議案第45号 令和4年度大竹市一般会計補正予算（第5号）

○議長（賀屋幸治） 日程第3、議案第37号職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてから、日程第5、議案第45号令和4年度大竹市一般会計補正予算（第5号）に至る3件を一括して議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、児玉朋也議員。

総務文教委員会議案審査報告書

令和4年9月7日、第5回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号   | 件名                      | 審査の結果 |
|--------|-------------------------|-------|
| 議案第37号 | 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について | 原案可決  |
| 議案第41号 | 工事請負契約の締結について           | 原案可決  |
| 議案第45号 | 令和4年度大竹市一般会計補正予算（第5号）   | 原案可決  |

令和4年9月9日

大竹市議会議長 賀屋 幸治 様

総務文教委員長 児玉 朋也

〔総務文教委員長 児玉朋也 登壇〕

○総務文教委員長（児玉朋也） それでは、9月7日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託をいただきました議案3件につきまして、9月9日に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について、審査の順に御報告申し上げます。

まず、議案第37号職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございますが、本件では、「令和3年度雇用均等基本調査の事業所調査の育児休業取得者の割合で、女性85.1%、男性13.97%という結果になっているが、大竹市職員の取得率について伺う」との質疑に対しまして、「令和3年度の大竹市職員の育児休業取得率は、女性職員が100%、男性職員が22.2%である」との答弁がございました。

次に、「男性職員の育児休業を取得しやすくするための取り組みについて伺う」との質疑に対しまして、「育児休業を取得した職員の業務を既存職員で割り振ることや、代替職員を確保することなど、育児休業をフォローする仕組みづくりが重要であり、対応していきたい。また、手引書を充実させ、今回の改正内容を職員や所属に周知していきたい」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第41号工事請負契約の締結についてでございますが、本件では、「最近の新聞報道でプールによる給水栓の閉め忘れや排水口による事故が起こっているが、事故を防ぐための機械の設置などを考えているのか伺う」との質疑に対しまして、「排水弁や給水栓の閉め忘れを防止する特別な機能や装置については検討をしていない。対策としては、バルブを回す方向を明確に示し、教員が手動で開閉する際に、操作誤りがないようにしている。また、各学校でプールの管理担当者を決めて、プールの使用期間中は、管理職を含めた複数人で最終確認をするなど、事故防止のため管理体制を取っている。

排水口に関しては、プールの安全標準指針が文部科学省から出されており、引き込み事故を防止する二重構造など、けがや事故の防止等を含めて十分配慮した設計である。また、毎年、授業開始前にプール清掃を行う際に、教職員が排水口の防護柵がきちんと固定されているか確認をし、水泳の授業実施の際は複数人で指導に当たり、児童生徒が安全に授業を実施できているのか確認する教職員を配置し、授業中は水に入る前後に、児童生徒の点呼を行って安全確認をしている。さらに、プールの水を排水する際には、プール内に児童生徒がいないことを確認して行うなど、さまざまな危機管理体制となっている」との答弁がございました。

次に、「小学校と中学校の間には横断陸橋があり、そこからの視線を遮る目隠しの対応と熱中症対策について伺う」との質疑に対し、「教育委員会としても横断陸橋からの視線を遮る必要性を感じており、関係課で協議を行い、目隠しの対策を実施する方針である。現在の案では、道路占用許可を得た上で、水泳の授業を実施する時期限定でパネルやシートなど目隠しになるようなものを設置する予定である。また、熱中症対策としては、屋根は設置しないが、南側に配置する更衣室などの建屋の軒出を2メートルと長めにして、プールサイドに広い影の場所を確保し、見学や待機する児童や生徒に配慮した造りを考えている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものとして決しております。

続きまして、議案第45号令和4年度大竹市一般会計補正予算（第5号）でございますが、本件では、「10款教育費の、小学校管理運営事業は昨年度受納し、教育振興基金に積み立てた寄附金を財源として、玖波小学校の教育活動のための経費と説明があったが、役務費の内容と備品購入費の図書の内容について伺う」との質疑に対し、「役務費については、理科や科学に関して、児童の好奇心を高めるきっかけとして、見たり、実際に体験することができるようなサイエンスショーやワークショップなどを企画事業者に依頼して実施する経費である。今年、11月14日に「玖波小科学の日」として、寄附者に感謝の意を表するイベントなどを計画している。図書については、寄附者から理科関係の図書を充実してほしいという思いを伺っており、科学的読み物の整備として図鑑などを購入して、図書室の一角に「筒井文庫」として整備する予定である。また、手で触れることができるような標本も考えており、今年度は約150冊の図鑑など購入する予定である」との答弁がございました。

次に、「2款総務費の、マイナポイント申込等支援業務委託料600万円の内容について伺う」との質疑に対し、「マイナポイント申込等支援業務委託料については、現在、窓口においてマイナンバーカード申請や交付の受付、さらにカードに付随するマイナポイントの申込支援を行っており、このうちマイナポイントの申込支援に関する窓口業務を委託する予定である。業務の内容は、本庁の窓口や大竹支所の窓口付近に専用のブースを設置し、本庁は2名、大竹支所は1名の人員を配置して、来庁された方のマイナポイントの申し込み等の支援をしていただく。費用としては、支援員の人件費、パソコン等の通信機

器類の経費、ブース設置に必要な費用、周知のための広告費などを計上している」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました議案3件の、審査報告を終わります。

○議長（賀屋幸治） ただいまの委員長報告に対し、これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。

討論の通告を受けておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本3件を、一括採決いたします。

本3件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本3件を委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、本3件は委員長の報告のとおり決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第6～日程第13〔一括上程〕

議案第38号 大竹市税条例等の一部改正について

議案第39号 大竹市水道条例の一部改正について

議案第40号 大竹市下水道条例等の一部改正について

議案第42号 令和3年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第43号 令和3年度大竹市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第44号 令和3年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第46号 令和4年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第47号 令和4年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（賀屋幸治） 日程第6、議案第38号大竹市税条例等の一部改正についてから、日程第13、議案第47号令和4年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）に至る8件を、一括して議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

生活環境委員長、日域究議員。

生活環境委員会議案審査報告書

令和4年9月7日、第5回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号   | 件名                                 | 審査の結果    |
|--------|------------------------------------|----------|
| 議案第38号 | 大竹市税条例等の一部改正について                   | 原案可決     |
| 議案第39号 | 大竹市水道条例の一部改正について                   | 修正可決     |
| 議案第40号 | 大竹市下水道条例等の一部改正について                 | 原案可決     |
| 議案第42号 | 令和3年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について    | 原案可決及び認定 |
| 議案第43号 | 令和3年度大竹市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について | 原案可決及び認定 |
| 議案第44号 | 令和3年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について | 原案可決及び認定 |
| 議案第46号 | 令和4年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）          | 原案可決     |
| 議案第47号 | 令和4年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）         | 原案可決     |

令和4年9月8日

大竹市議会議長 賀屋 幸治 様

生活環境委員長 日域 究

〔生活環境委員長 日域究 登壇〕

○生活環境委員長（日域究） おはようございます。それでは、9月7日の本会議におきまして、生活環境委員会に御付託をいただきました議案8件につきまして、9月8日に委員会を開催し、審査を行いましたので、審査経過の概要並びに結果について、審査の順に御報告申し上げます。

初めに、議案第38号大竹市税条例等の一部改正についてでございますが、本件では、「固定資産税課税台帳の閲覧や記載事項の証明書の交付の際、ドメスティックバイオレンス被害者等の住所が漏れることがないように、住所に代わる事項を記載するとのことだが、



住所に代わる事項とは具体的にどのようなものか伺う」との質疑に対しまして、「住所に代わる事項とは、DV被害者等の親族や、知人、または支援団体の住所が想定されている。令和4年度から、市に支援措置の申し出があったものは住所の代わりにアスタリスクを表示させ、住所が知られない対策をしているが、令和6年度の条例施行後から登記所に申し出のあったものは、支援団体等の住所が本来の住所に代わる事項として表示される」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第39号大竹市水道条例の一部改正についてでございますが、本件では、「現実問題として一般用と業務用を明確に分けるのは困難であり、早急に一本化すべきだと思うが、上下水道局の考えを伺う」との質疑に対しまして、「一般用と業務用については一本化を目指したいが、急激に料金が上がる方がいる場合は、段階的に改定を行う必要があると考えている。大きな方向性としては、一本化に向けて進んでいるので御理解願いたい」との答弁がございました。

次に、「県用水の料金が下がる見込みであり、毎年約1,000万円の経費節減になるとのことだが、使用していない県水の基本水量の削減に向けて県との交渉状況について伺う」との質疑に対しまして、「基本水量の削減を、以前から広島県企業局と交渉している。受水費の抑制に向けて努力することという附帯意見を審議会からもいただいております、引き続き、県との交渉に取り組んでいきたい」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結した時点で、3名の委員から修正案の提出がありました。

修正案の趣旨は、「大竹市水道条例の第25条第1項の改正規定を修正する」というものでございます。修正案は、サイドブックを御覧ください。

次に、提出者から、趣旨の説明がございました。

その内容は、「上下水道局が提出した修正案は、令和5年4月から見込まれる県用水の使用料金の値下げ分1,000万円を、一般用に30%、業務用に70%振り分けた料金表となっているが、修正案では全額を業務用に反映した料金表としている。これは、上下水道局が上下水道料金審議会に提案し、今回の議案に反映されていなかった案である。県用水の減額分は契約者全体で利益を享受するべきだという考え方ももちろんあるが、業務用は一般用の、3倍以上の料金を払っていただいている。今ここで、一般用と業務用の料金の差を少なくしておくことで、将来の料金の見直しに向けての効果が大きくなると見込まれるため、本修正案を提案する」というものでした。

本修正案に関する委員への質疑を求めたところ、「この修正案は将来を見越したものか」との質疑に対し、「将来も料金改定が見込まれており、それに向けて少しでも負担が軽くなるように、との考えである」との答弁がございました。

質疑を終結し、原案及び修正案の一括討論に入り、賛成の立場で1名の委員から討論がございました。

修正案を起立により採決、次に、修正案を除く原案を簡易採決により、それぞれ行った結果、本件は修正可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第40号大竹市下水道条例等の一部改正についてでございますが、本件では、「井戸水などの水道水以外の水を排水している場合、原則として量水器をつけるとの改正だが、散水の場合はどうか」との質疑に対しまして、「散水専用で給水申請があった場合は、上水・井戸水にかかわらず、量水器の設置対象ではない」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第42号令和3年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第43号令和3年度大竹市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について及び、議案第44号令和3年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての3件でございますが、一括して審査をいたしておりますので、一括して御報告を申し上げます。

本3件では、まず、「大竹第1排水区浸水想定区域図等作成業務は終了していると思うが、市民への公表はいつ頃になるか。また、他の排水区の作成状況を伺う」との質疑に対しまして、「令和3年度の浸水想定区域図の作成業務において、大竹第1排水区と第2排水区、エリアとしてはおおむね元町4丁目から立戸3丁目と御園新町川ぐらいまでの範囲の浸水想定区域図を作成している。既にハザードマップとして図面はできているので、なるべく早くホームページでの公表や、避難所への配付を行いたいと考えている。その他のエリアについては、令和4年度に防鹿地区を含め、市街化区域の残りのエリアについて、浸水想定区域図の作成業務を行っている」との答弁がございました。

次に、「水道管路経年化率が令和3年度は47.17%となっている。これに対し管路更新率は0.71%である。今後の管路更新の見通しを伺う」との質疑に対しまして、「岩国大竹道路事業に伴う水道管の支障移設等の期間限定で対応しなければいけない工事があり、これを優先してやっている。経営戦略上は100年で1サイクル、管路更新率1%という目標を立てて運営している。今後も更新率1%を目標に改良していきたいと考えている」との答弁がございました。

また、「工業用水道事業会計で、このたび初めて剰余金処分計算書案の議案が提出された。処分額を全て減債積立金にした理由を伺う」との質疑に対しまして、「工業用水道事業会計では今まで繰越欠損金があったが、令和3年度決算において、当年度純利益が繰越欠損金を上回り、3,283万6,082円の未処分利益剰余金が発生した。工業用水道事業会計は、多額の旧第2期工業用水の企業債の償還があり、安定した経営を行っていく上では、留保資金が十分であるとは言えない状況にあるため、当面の間、未処分利益剰余金を減債積立金に積み立て、企業債の償還に充てていきたい」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本3件は原案のとおり

可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第47号令和4年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、本件では、「下水処理場し尿等前処理施設建設工事に係る総額及び年割り額を増額した具体的な理由を伺う」との質疑に対しまして、「実施設計を行った結果、当初の見込みよりも工事費が増額になることが判明した。主な要因は基礎工事に関するもので、基本設計時点で想定していたよりも設置するくいの本数が増加したことや、くいの強度見直しによるもので、予算を増額しようとするものである」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第46号令和4年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、本件では、質疑、討論共になく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました議案8件の審査報告を終わります。

○議長（賀屋幸治） ただいまの委員長報告に対し、これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告を受けておりますので、発言を許可いたします。

13番、山崎年一議員。

○13番（山崎年一） 私は、議案第39号の修正案に対して反対したいと思うんでありますが、少し質疑をしてみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

修正案と原案の違い、これは令和4年5月から見込まれております県用水の差し引き減額1,000万円をどのように配分するかということが、大きな違いだと思います。

原案は、受水費の削減額の利益は市民全体で享受すべきものとの判断の下で、一般にも一定の割合で配分すべきと、一般市民に30%、事業者に70%を振り分けるという判断をされておりますが、修正案では一般市民への分配は皆無とされ、これらの全額を事業者の業務用の料金改定に投入するというものであります。

先ほど提案理由の中でもございましたが、料金格差を是正したい、将来的には一本化を目指したいということの提案のようであります。しかしながら、今回のこの1,000万円の財源を使って、今、直ちにこれだけの差をつける必要があるのか。将来に向け、段階的に改善していく必要があると、私は考えております。

そこで伺います。県用水の受水額の削減による利益は、水道利用者である市民全体が受け取る、享受されるべき財源であると考えますが、全額業務用、事業者に振り分ける根拠、これについて伺います。

もう一点、水道利用者全体が受ける利益を特定の利用者に与える正当性についても伺います。

次に、同じく提案理由で、業務用の契約件数は620件、業務用の67%が今回のメリットを受けると説明をされております。本市の水道利用者は、令和2年度版の上下水道事業年報によりますと1万2,894件ですから、1万2,894件中の僅か620件、4.8%の利用者が、年間

1,000万円の金額を享受できることとなります。

多少の誤差はあるかもしれませんが、1業者、平均しますと年間1万6,129円、水道料金が安くなります。一方で95.2%の圧倒的多数の市民は、何ら恩恵を受けるどころか、生活環境委員会に示された4人家族のモデルケースでは、年間負担額は468円の増額となります。僅か620件の事業者が年間平均で1万6,129円安くなり、一方で多数の市民が取り残されるという結果となります。このことについて、提案者としてどのように判断をされたのでしょうか。お伺いをいたします。

最後に、提案理由の末尾で、より効果が大きいほうに1,000万円を投入すべきではないかとされています。1万2,894件と620件に同じ1,000万円を投入する場合に、620件のほうがより効果があると判断された根拠について伺います。

以上、4点でしょうか、お伺いしますので、よろしく願いいたします。

○議長(賀屋幸治) 会議規則第41条により、修正案に対する質疑は、修正案の提出者が答弁することになっております。

本修正案は、細川議員、北地議員、寺岡議員の3名が提出者となっておりますので、答弁のほどよろしく願いいたします。

細川議員

○15番(細川雅子) 御質疑ありがとうございます。

この修正案は、寺岡議員、北地議員と細川の3人で提案させていただいたものでございますが、細川が代表して答弁させていただきます。

ただいま、山崎議員からの質疑は、たくさんありましたが、集約すると、県用水を安くしていただいた1,000万円の使い道、これを全て事業者用に振り分けるのはどういったことかと、そういった内容だと思います。それについてお答えいたします。

上下水道局のほうから審議会にも説明があり、生活環境委員会においても説明いただいたこのたびの上下水道料金改定の考え方でございますが、3つありまして、1つ目に安定した経営をしていきたい、2つ目に利用者間の公平な負担に向けて考えたい。3つ目は、県内で一番安価な水道料金を維持したい。この3つだったように思います。これについては審議会のほうでも特に異論ない、議会のほうでもこれについては了としているというふうに、私は受け止めております。

この3つの方針、大きな方針に立った上での1,000万円をどうやって使おうかといった考え方だと思いますが、生活環境委員会の修正案の提案の際にもお示しさせていただきましたが、1,000万円全て事業者の皆様の料金の改定のほうに使わせていただいたほうが、局の考えているこのたびの提案の、利用者間の公平な負担に向けて、将来的には1つにしていきたいという考え方について、効果が一番大きいと判断いたしました。

しかも、この1,000万円を使うことによって、3番目の、県内で一番安価な水道料金と。これが家庭用、一般用に関して崩れるわけではございません。事業者用の、特に利用量が少ない、このたび基本料金になっている8立方メートルまでしか使わない事業者については、廿日市市よりも安くなっていくということで、さらに、この3つ目の安価な水道料金という面でも、効果があると考えました。

今まで大竹市の水道料金は、長い期間事業者の皆様の負担をいただいていた、それによって一般家庭用が安く享受していたといった長い歴史がございます。ここを一旦見直して、公平な料金体制にしようという上下水道局の考え方には納得ができるものがありますので、それであれば一日も早く一本化にできる道を選ぶのがいいのではないかとということで、市民の皆様のお理解もいただけると考えての提案でございます。

山崎議員には、ぜひ御賛同いただけるように、よろしく願いいたします。

○議長（賀屋幸治） 山崎議員。

○13番（山崎年一） 賛同してほしい、するようにというお話をいただきました。実は今の提案者の説明の中で、上下水道局が考えている公平性というようなお話がありました。

上下水道局が考えている公平性という意味で言うならば、上下水道局は恐らく最初から今の修正案の提案をされたと思うんでありますが、上下水道局は修正案の提案でなくて市民のほうに30%、事業者のほうに70%という割り振りの提案をされております。そういったことから、今急激に同一化に向けた作業をするのではなく、将来に向けて段階的に進めていきたいというのが局の考え方だったんだらうと、私は思います。

実はこの修正案が可決されますと、今後、次の水道料金の改定までは、結果として毎年度1,000万円が、先ほどの620件の方に毎年注がれていくということになります。5年間で5,000万円、仮に料金改定がなされると、10年延びますと1億円からの金が、この620件の業者には注がれる。一方で市民のほうは、値上げをされた年間400何ぼですか、この金額が引き続いて負担としてのしかかってくるということになるわけですが、このことについては、私は大変な状況がこれから来るんだらうと。

620件がこれから、計画では5年先に値上げをしたいというような計画であります。その5年間一貫して享受を受けるということについて、提案者としてはどのようにお考えでしょうか。そこのところをもう一度お願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（賀屋幸治） 細川議員。

○15番（細川雅子） 1,000万円分が全て事業者のほうに行くのではないかとことではございますが、これは現金で行くわけじゃなくて、水道料金の値上げ幅が少し縮まるというふうに考えたら、また違う考え方も出てくるとは思います。

さらに、このたび修正させていただいた案でございますが、もともと一般家庭用の料金につきましては、水道局のほう水道局の審議会のほうに提案した元の案でございます。審議会の審査の中身を、議事録を拝見いたしますと、それについてはほぼ了解をいただいていた、その上でのこのたびの県用水が安くなった分をどうするのかということだと思っておりますので、元に戻ったと考えれば、もう一旦了解をいただいているというふうに判断いたしました。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 山崎議員、3回目です。

○13番（山崎年一） ありがとうございます。

市議会が了解しとったんだというお話であります。これは8%の値上げという意味で了解をしておると。その後の1,000万円というお話であったらうと思っております。

そういった意味においては、やはり水道利用者全体が受けるべき、享受するべき1,000万円を、特定の事業者に分けるやり方、これは私は到底納得はできません。確かに水道料金に格差があるということは事実ではありますが、将来的に、段階的に解消していくという方法を取るべきであり、こういった公共料金の場合に、一度に急激に、一方的に一方に分けることで解決をするということでは、なかなか市民の理解を得られないと思うわけであります。

そういったことで、今後市民の理解を得るために、今回のこの修正案、どう市民に訴えていくかということについて、提案者の思いをお伺いしたいんでありますが、よろしくお願いたします。

○議長（賀屋幸治） 細川議員。

○15番（細川雅子） 一般家庭の皆様も、大竹市内で事業をされている事業者の皆様も同じ市民であり、同じ水を使っておられます。今までは事業者の皆様が多くを負担していただいて、その利益を一般家庭が享受してきたと。その差を少しでも1つにしたいと。

しかも、このたびの修正案も、一気にするわけじゃありません。段階的に一本化していくという水道局の考え方に、少しでもそれを早めれば不公平感がなくなるのではないかと。ということでの提案でございますので、次にまた一歩前に進めるときの負担が逆に少なくなったというふうに考えていただければ、市民の皆様にも御理解をいただけると考えております。

○議長（賀屋幸治） 続いて、通告が出ております。

4番、原田孝徳議員。

○4番（原田孝徳） 私は、議案39号の修正案について質問させていただきたいと思っておりますが、委員長報告とさきの山崎議員の質問の中で十分に理解ができましたし、重複した質問になると思っておりますので、ここは、発言通告を出させていただいたんですけれども、取り下げさせていただきたいと思っております。お願いたします。

○議長（賀屋幸治） 通告を受けた議員は以上でございますが、他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。

討論の通告を受けておりますので、発言を許可します。

13番、山崎年一議員。

○13番（山崎年一） ただいま議題となっております議案第39号の原案に賛成し、修正案に反対の立場で討論をいたします。

今回の原案と修正案の違いは、県用水の受水費の削減額1,000万円を業務用と一般市民用にどう配分するかという問題であります。

水道審議会の答申では、5.5%に引き上げることとともに、将来の用途区分の一本化を見据えて受水費の削減額1,000万円を、業務用に70%、一般用に30%に分けて充てるように方針がなされております。

修正案では、受水費の削減額1,000万円の全額を、一部の業務用の料金改定に充てるもので、一般市民の水道料金には、受水費の削減によるメリットが何らありません。1,000万円の受水費削減の利益は、水道利用者全員が恩恵を受けるべきであると考え、原案にするべきと考えます。

通常、修正案が市民の負担を軽くするというものが多いのでありますが、今回の修正案はごく一部の、しかも少数の事業者620件、水道利用者の4.8%が1,000万円の恩恵を受けるもので、圧倒的多数の水道利用者の市民が、原案よりも負担を強いられることとなります。

水道料金審議会や生活環境委員協議会に提供された資料によりますと、2人世帯で年間264円、4人世帯のモデルケースの場合は、年間468円の負担増となります。620件の事業者が高額な料金値下げの恩恵を受ける中で、圧倒的多数の一般市民は、原案よりも多額な水道料金を支払わなければなりません。

修正案の提案説明では、より効果が大きいほうに1,000万円を投入すべきと考えているとの説明でしたが、水道利用者の95.2%の市民の負担を増やして、4.8%の事業者に1,000万円もの金額を入れて負担を減らすことで効果が大きいなどは、到底考えられません。

原案は、事業者と一般分の水道料金改定分は7対3の割合で調整されています。修正案は1,000万円の利益が一部の事業者に、620件に10で、多数の市民がゼロ%であります。事業者の水道料金を将来的に引き下げることが理解できますが、今回の料金改定に合わせて急激に値下げする必要性は見当たりません。

県用水の削減額1,000万円の受益を大竹市民全体が享受できるように、皆様の御理解を願って、討論を終わります。

○議長（賀屋幸治） 続いて、4番、原田孝徳議員。

○4番（原田孝徳） 私は、賛成の立場での討論とさせていただきます。

事業者の方々、これまでずっとこの多くの方が随分と負担を強いられてきたということで、この1,000万円という減額分を事業者に充てるということに関しては、これまでのそういう負担を考えると、必要な措置ではないかというふうに思います。

今後、この受水費がもっと、さらに減額になるということも想定すると、その分に関してはまた一般用に充てるということも可能だと思うんですが、この少なくともこの1,000万円に関しては、事業者の方に、これまでの負担を考えると還元すべきではないかというふうに思います。

それともう1つ、県用水の問題ですけれども、上下水道局の役割というのは、もちろん安価で安心して安全な水の提供ということはあるのではないかと思いますけれども、それとともに良質な水の提供というのも、その水道局の1つの大きな役割ではないかというふうに考えます。

防鹿水源地から配水されている水というのは、濁度で比較しますと、県用水が1.0程度に対して、防鹿のそれは0.1から0.4ということで、本市は非常に良質な水のまちであるということが言えるのではないかと思います。

つまり本市は、県下でも非常に安価で豊かな水を誇っておりますし、しかも良質である

ことから、この水を本市全域に配水することは、水道局の1つの使命であるというふうに考えますが、現状そのような良質な水が全世帯には配水されておられません。全市民がこの良質な水の恩恵を受けられないというのは、この水道料金の値上げとともに、非常に大きな問題であるというふうに考えます。

今後、県用水の縮小を促す意味においても、自己水と言われますこの防鹿の水をできる限り多くの世帯に、少なくとももともとその水が配水された地域、世帯については、その水を元どおりに配水することが望ましいと思いますが、そういうことというのは、そう難しいことではないというふうに聞いておりますので、ぜひ実現をしてもらいたいというふうに思います。良質な水を、市内全域に配水すること、それによって県用水が必要なくなれば、これはもう市益にかなうことであるというふうに私は考えます。

ただ、今の県用水の問題については、本議案について直接関係するものではありません。その前の、事業者にこれまで大きな負担をかけていたということに関して、この1,000万円は事業者の方々に享受すべきということに関してはそういう意見ですので、この議案に対しては賛成の討論とさせていただきます。

○議長（賀屋幸治） 通告を受けた討論は以上です。

他に討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本8件のうち、議案第39号を除く7件を一括採決いたします。

本7件に対する委員長の報告は、議案第38号、議案第40号、議案第46号及び議案第47号の4件は原案可決、議案第42号、議案第43号及び議案第44号の3件は、原案可決及び認定であります。

本7件を委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり決しました。

続いて、議案第39号大竹市水道条例の一部改正についてを、起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、修正であります。

まず、委員会の修正案について起立により採決いたします。

委員会の修正案に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（賀屋幸治） 起立多数と認めます。

よって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

修正部分を除くその他の部分について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、修正部分を除くその他の部分について、原案のとおり可決されました。  
会議の途中ではございますが、換気のため、暫時休憩といたします。  
再開は11時5分といたします。

~~~~~○~~~~~

10時51分 休憩

11時05分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（賀屋幸治） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第14 令和4年請願第2号 少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願

○議長（賀屋幸治） 日程第14、令和4年請願第2号少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、児玉朋也議員。

総務文教委員会請願審査報告書

本委員会に付託の請願は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 番号            | 件名                                                                           | 審査の結果 | 付託年月日 |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|
| 令和4年<br>請願第2号 | 少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願 | 採 択   | 4.9.7 |

令和4年9月9日

大竹市議会議長 賀屋 幸治 様

総務文教委員長 児玉 朋也

〔総務文教委員長 児玉朋也 登壇〕

○総務文教委員長（児玉朋也） それでは、9月7日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託をいただきました請願1件につきましては、9月9日に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について、御報告を申し上げます。

令和4年請願第2号少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願でございます。

本件は、連合広島大竹・廿日市地域協議会議長、迎尚樹氏、及び広島県教職員組合大竹廿日市支区委員長、米田実穂氏から提出された請願で、その趣旨といたしましては、「改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられた。今後、小学校だけにとどまるのではなく、中学校・高等学校等での35人学級の早期実施が必要である。さらに、きめ細かな教育をするためには、30人学級の実現が不可欠である。

学校現場では、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積している。さらに、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等が加わり、多忙化が一層進んでおり、子供たちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。こうした中で、一人一人の子供に対してきめ細かで丁寧な対応を行うためには、働き方改革はもちろんのこと、国段階の国庫負担に裏づけされた少人数学級の推進と、加配の増員や少数職種の配置増も含む計画的な教職員定数の改善が求められている。また、義務教育費国庫負担制度については、国庫負担率が小泉政権下の三位一体改革の中で2分の1から3分の1に引き下げられたことにより、地方自治体の財政を圧迫している。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子供たちへの教育は極めて重要である。教育の機会均等が担保され、教育水準が維持・向上されるよう施策を講じ、教育予算を国全体としてしっかりと確保・充実させる必要がある」というもので、同主旨の実現のため、国に意見書を提出することを求めて、請願されたものです。

審査におきまして、本件に対する執行部の考え方などを尋ねたところ、「まず、少人数学級の推進については、児童生徒一人一人の状況を把握し、個に応じ、個を生かした学習指導等、一層きめ細かな対応が可能になるとともに、適切な人数で効果的な集団活動も可能となる。これらのことによつて、児童生徒の学力の向上や、いじめや不登校等の生徒指導上の諸課題の未然防止等の効果的な取り組みが期待できる。教員不足と言われている中で、学習指導力、生徒指導力、学級経営力等の力量のある人材の確保ができるということであれば、お願いしたい。

次に、義務教育費国庫負担割合について、義務教育費国庫負担割合が2分の1に引き上げられるとともに、続いてどのような制度ができるのか分からないが、結果的に教職員の給与費以外の広島県の教育費が増加し、その結果、大竹市にとっても児童生徒の安全、学力向上や生徒指導等に係る教育施策の充実と教育水準の向上が期待できるということであればお願いしたい」というものでございました。

委員に質疑を求めたところ、説明に対する質疑はなく、質疑を終結し、委員に本件の取り扱いに関する意見を求めましたが、意見はありませんでした。

討論に入り、採択すべきとの立場で2名の委員から討論がございました。

その内容は、「三位一体改革によつて、義務教育費国庫負担割合は2分の1から3分の

1に引き下げられている。子どもを育てるといふ国の未来のためには、全額国庫負担でも当然と考える。また、少人数学級にするには、教員定数の増加も必要である。これらが実現されるまで意見書を提出する必要があると考えるため、採択すべきである」といったものと、「新聞報道で、連合総研の発表で働き方改革のため、国や自治体に求める課題として、93.5%が学校への教職員配置増や、66.4%が持ち授業時数の削減を含めた定数改善など、64.5%が少人数学級編制の推進と教育現場の声があるため、採択すべきである」といったものでした。

討論を終結し、採決の結果、本件は採択すべきものと決しました。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました請願1件の、審査報告を終わります。

○議長（賀屋幸治） ただいまの委員長報告に対し、これより質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本件を採決いたします。

本件に関する委員長の報告は、採択であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、本件は採択と決しました。

お諮りいたします。

この際、意見書案第2号を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定されました。

~~~~~○~~~~~

追加日程第1 意見書案第2号 少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書の提出について

○議長（賀屋幸治） 追加日程第1、意見書案第2号少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書の提出についてを議題といたします。

意見書案をサイドブックに掲載しておりますので、御確認ください。

提案者に提案理由の説明を求めます。

総務文教委員長、児玉朋也議員。

[総務文教委員長 児玉朋也 登壇]

○総務文教委員長（児玉朋也） 意見書案第2号少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書の提出につきましては、意見書案を朗読し、提案理由の説明に代えさせていただきます。

少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書（案）。

改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられます。今後、小学校だけにとどまるのではなく、中学校・高等学校等での35人学級の早期実施が必要です。さらに、きめ細かな教育をするためには30人学級の実現が不可欠です。

学校現場では、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しています。さらに、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等が加わり、多忙化が一層進んでいます。子供たちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが、困難な状況となっています。

こうした中で、一人一人の子供に対してきめ細かで丁寧な対応を行うためには、働き方改革はもちろんのこと、国段階の国庫負担に裏づけされた少人数学級の推進と、加配の増員や少数職種の配置増も含む、計画的な教職員定数の改善が求められています。

また、義務教育費国庫負担制度については、国庫負担率が小泉政権下の三位一体改革の中で2分の1から3分の1に引き下げられたことにより、地方自治体の財政を圧迫しています。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子供たちへの教育は極めて重要です。教育の機会均等が担保され、教育水準が維持・向上されるよう施策を講じ、教育予算を国全体としてしっかりと確保・充実させる必要があります。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、2023年度の予算編成に当たり、次の事項について、措置を講じられるよう強く要請します。

1、少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善を推進すること。

2、教育の機会均等と水準の維持・向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

皆様の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（賀屋幸治） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思ます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

本件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第15 議会改革特別委員会委員長報告

○議長（賀屋幸治） 日程第15、議会改革特別委員会委員長報告を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

議会改革特別委員長、網谷芳孝議員。

議会改革特別委員会審査報告書

審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 件 名      | 審査の結果   |
|----------|---------|
| 議員定数について | 現 状 維 持 |

令和4年9月12日

大竹市議会議長 賀屋 幸治 様

議会改革特別委員長 網谷 芳孝

〔議会改革特別委員長 網谷芳孝 登壇〕

○議会改革特別委員長（網谷芳孝） それでは、議会改革特別委員会の昨年9月からの1年間の審査結果について報告します。

最初に、委員会活動の経緯としまして、議会改革特別委員会では、令和元年8月の大竹市議会選挙において無投票の結果、令和元年9月に以下の2つを付議事項とした議会改革

特別委員会、8名の設置が決議されました。

1番目に、議会改革に関して議長が必要と認める事項。

2番目に、議員のなり手不足解消に関する事項。

以上、2つでございます。

また、前期委員会の経緯としまして、前期の委員会（令和元年9月）では、寺岡委員長、日域副委員長が選任され、各委員8名から15項目の課題が提示されました。その中で現在4項目（議長主導のSNS発信・委員会のテレビ、ネット中継・自由討議の制度導入・決算特別委員会等の意見の議会提案）が実施されています。

そして、後期委員会の活動としましては、昨年9月議会人事による後期の委員会からは、不肖私が委員長、副委員長には西村委員、そして、委員には藤川委員、原田委員、小中委員、小田上委員、北地委員、日域委員の、以上8人の委員で構成され、前期委員会の活動を踏襲しながら、先ほどの付議事項の「議員のなり手不足解消に関する事項」に関係する「議員定数について」に特化した議論を行うことが、委員会で決定されました。

そうした中、議論の参考に、委員の中から議員定数関連の資料が提供されております。資料内容でございますが、サイドブックスのほうに掲載されておりますので、よろしくお願いいたします。

委員の皆様からは、活発な多くの意見が出されています。

委員発言の抜粋としましては、定数削減ありきではなく、少なくとも1年3カ月（令和4年12月議会）ぐらいまではしっかり議論をして結論を出すということでございます。

今回の議会改革特別委員会の本丸は、議員定数問題についてであるということでございます。

前回選挙で無投票の結果を踏まえての協議は必要とのことでございます。

無投票だと、市民からの選挙権を奪うことになるなど、各委員の発言の多くはさきの選挙で無投票の結果になったことに対し、大竹市議会にとって議員定数問題が大きな課題であることが確認され、協議の中で委員から議員定数問題についての全議員によるアンケート調査実施についての意見が出され、委員会で決定されました。

そして、第1回アンケート調査では、委員外議員を含めた全議員での第1回アンケート調査を無記名で行うことが、委員会で決定されております。

提出期限は令和3年12月26日とされました。

アンケートの設問では、1番目に、議員定数問題と、前回の市議会選挙による無投票との因果関係は。2番目に、無投票を回避するための打開策は。3番目に、議員定数のあり方についての考えは。4番目に、その他の意見は。となっております。

アンケート結果では、1番目の因果関係は、ありとされる方が3名、なしとされる方が9名、その他4名ということになりまして、委員会での結論は、因果関係はないとの結論でございました。

2番目の打開策は、定数減の方が3名、その他が13名、打開策に即効性は見出せないということの結論でございました。

議員定数については、削減の方が3名、現状維持の方が6名、その他が7名となっております。

り、その他の意見では色々な意見が出ており、こちらのほうの集約は困難でありました。

アンケート結果を踏まえ、2月7日には全議員による意見交換を行い、貴重な意見をいただき、委員会の参考とさせていただきます。

次に、議会報告会についてでございますが、令和4年4月23日に議会報告会が実施され、共通のテーマとして「議員のなり手不足と議員定数について」が意見交換されました。また、出席いただいた市民にも、報告会の中での「議員定数について」のアンケート調査を実施しました。

出席者は35名で、ちょっと少ない面はございましたが、アンケート結果については、設問と結果は、増やすべきが4名、現状維持が16名、減らすべきが9名、どちらとも言えないが6名で、未記入の方が1名という結果になりました。

次に、第2回のアンケート調査についてでございます。

その後の委員会で、第1回目の全議員アンケート調査から半年以上の時間が経過しており、最終結論の時期も迫っていることから、第2回目の全議員によるアンケート調査の実施についての意見が出され、委員会で決定しました。

ただし、第2回目の設問内容は、前回と違い議員の皆さんの意思表示が明確になるような設問と、記名方式で行われることが決定しました。

また、提出期限は令和4年7月20日とされました。

アンケート設問と結果は、増やすべきはゼロ名、現状維持が10名、減らすべきが6名、以上の結果になりました。

議会報告会も入れて3回のアンケート調査を行いました。議員定数についてはおおむね現状維持が妥当だとの意見が多数であることが確認されております。

また、昨年9月からの委員会開催日の日程内容ですが、こちらのほうもサイドブックに掲載していますので、よろしくお願いたします。

以上で、昨年9月から1年間の議員定数問題についての取り組みの経過についての御報告とさせていただきます。

そして、1年間の最終結論としまして、今までの経緯を踏まえ、9月12日開催の議会改革特別委員会において、議員定数問題についての採決の結果、現状維持が4名、定数削減3名という結果になり、議会改革特別委員会としまして、大竹市議会議員定数は現状の16名を維持すべきとの結論を得ました。

結びとなりますが、昨年9月からの1年間で、委員会の回数は計20回にわたり協議を重ね、特に2回のアンケート調査には、委員外議員の皆さんにも参加協力をいただきました。

議会改革特別委員会では、今後、任期満了までの1年近くの活動期間において、当初の活動計画どおりに、前期委員会で実施されています試行中の改革事項の検証、併せて新たな改革事項、そして、付議事項の「議員のなり手不足解消」について引き続き調査・研究等に取り組んでいきたいと考えていますので、これからも宜しくお願いたします。

以上で、報告を終わります。

○議長（賀屋幸治） ただいまの委員長報告に対し、これより、質疑に入ります。

質疑の通告を受けておりますので、発言を許可いたします。

13番、山崎年一議員。

○13番（山崎年一） 議会改革特別委員会の皆様には、年間20回の委員会を開催されたということで、非常に御尽力をいただいたと、深くお礼を申し上げます。ありがとうございます。

特に委員長におかれましては、大変忙しい中で、こういった重責を果たされたということで感謝を申し上げる次第でございますが、ところで、伺わせていただきたいんですが、冒頭でございます委員会活動の経緯の中で、議長から付議事項としてされております1、議会改革に関しての議長が必要と認める事項、これについてどういうものであったのかということ伺いたいのが1点。

それから、議員のなり手不足解消に関する事項でございますが、この1年間、これについてはどのような協議をなされたのか。今後について引き続き検討していくんだという結びの言葉ではございましたが、この1年間のこのなり手不足解消に向けての協議について、以上2点について伺いますので、よろしく願いいたします。

○議長（賀屋幸治） 網谷議員。

○議会改革特別委員長（網谷芳孝） それでは、山崎議員の質疑にお答えさせていただきたいと思います。

最初に、付議事項でございます。議会改革に関して議長が必要と認める事項ということでございますが、これは議長就任の、その日の挨拶の中で、ちょっと読ませていただきます。

2年前の市議会選挙で無投票に終わったことでございます。このことは、市民の議会に対する信頼度や関心が低くなっていることと考えざるを得ません。よって、議員定数のあり方について本格的に議論を始め、結論を得たいと思っております。

これ、そのままの議長の発言でございます。ということで、付議事項に100%マッチしておるということでございます。

それから、2番目の、議員のなり手不足解消に関する事項はどのような協議をされたのかということでございますが、議員定数については、先ほどの委員長報告の中でもございますが、議員定数に特化した議論を行うことは、委員会として決定されましたということで私、述べたと思いますが、山崎議員も御承知と思いますが、令和元年の前期の委員会では、山崎議員も席にあったと思いますが、15の項目が提示されておりますよね。その中で、4項目は現在実施されておるということでございますが、その中で去年、9月の委員会発足時点で、皆様に活動方針としてどういうふうな方向がよろしいかということを質問させていただいて、委員全員の方が前期委員会の15項目の中からということが、皆さんの意見でございました。

その中で、議員定数についてということをおっしゃるが提示されたということでございますが、その15項目の中に、議員定数市民アンケートを議会報告会で意見交換会という提示がされております。それを皆さんは、一応、これ15項目の中の5項目目になるんですが、あまりにもタイトルネームが長いということで、少し短くすることはできないかという皆さんの意見がございまして、私と西村副委員長が一任されまして、このタイトルネームを短



くしようということで決まったのが、議員定数問題についてという、本当に短いフレーズでタイトルネームとさせていただきます。それももちろん委員会です承されたわけでございます。

ということで、その議員定数問題に関することが、先ほども申しました、1年間ずっとこの問題について議論してまいりました。先ほど回数を申しましたが、20回。確かに同じような意見のやり取りがほとんどでございました。そういうことで皆さんの意見をいただくということで、大変、16名の全議員の皆さんの身分に関わることなので、定数削減について、また、アンケートについても参考にしていただくということで、1回目と2回目にも参加をいただきました。大変、委員外議員の皆さんには本当にありがたいと思っております。

ということで、この協議をどういうふうにしたかと言われても、ちょっと答えようがないといったら失礼なんですけど、とにかく本当に皆さんの意見をどんどん言われまして、毎回の委員会が討論会のような感じでございました。

ということで、その文言は一々言っても仕方ないので、相当な量になりますので。議論をして、またアンケートに協力をいただき、そのアンケートの中の皆さんの意見をまた参考にさせていただきます、今日に至ったわけでございます。それで9月12日の委員会での採決の運びとなったわけでございます。

以上でございますが、よろしく申し上げます。

○議長（賀屋幸治） 山崎議員。

○13番（山崎年一） ありがとうございます。

私がお伺いしたかったのは、議員のなり手不足が議員定数削減ということではなかったんだろうと思うわけですね。議員のなり手不足を解消するためにどうすることか、何をどうすればいいのかということの研究されたんだと思うんですが、議員のなり手不足解消は議員定数削減だということではなかったような気がするんです。

確かに議員定数については、現状維持という結論が出ました。そういった意味では、大変、皆様方に自らの処遇を決するということがありますから、大きな決断をいただいたんだろうと思うんですが、なり手不足解消のためにどういったことを議会としてやるべきかということは、定数削減問題ではなかったんだと思うわけでありまして、そういったことの議論がどうされたのか、また、この結びで話されてますように、今後この問題についてはやるんだということでもありますから、この経緯がないと、これから先に進もうとしたときに大変難しいんじゃないだろうかという意味で、経緯を伺ったわけでもあります。

ぜひ、答弁は結構でございますので、今後、議会改革特別委員会の皆さんと委員長にお願いしたいのは、議員のなり手不足解消のためにこれからも協議すると、結びでおっしゃってますから、そういったことをぜひ続けていただきたいということをお願いをして、任期までに結論を出していただいて、よりいい議会にしていきたいということをお願いして、終わります。ありがとうございました。

○議長（賀屋幸治） 答弁はいいですか。

網谷議員。

○**議会改革特別委員長（網谷芳孝）** 答弁はよろしいということなのですが、そのことにちよっと一言触れておきたいと思います。

確かに議員のなり手不足解消については、この付議事項にもございます。これは議題にしようと思ったんですが、この問題は、大竹市だけではございません、全国レベルでございます。そういうことで、委員の中から、全国のレベルで話をしても仕方ないのではないかという発言も出ました。

そういうことで、今これから議員のなり手不足解消についてしっかり勉強、研究してくださいという山崎議員の御要望でございますが、もちろんしますが、なかなかこれは、これが解決ができれば、日本国中の自治体、地方議会も大変楽になろうかと思いますが、もちろん研究はしますが、あまり期待はしてもらいたくないと思います。

以上です。

○**議長（賀屋幸治）** 通告を受けた質疑は以上でございます。

他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**議長（賀屋幸治）** 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告を受けておりますので、順次発言を許可します。

5番、小中真樹雄議員。

○**5番（小中真樹雄）** 私は、議会改革特別委員会の委員長報告に、反対の立場から討論します。

委員長報告は、議員定数現状維持とありますが、前回選挙の無投票を重く受け止め、無投票の阻止及び競争の促進で、議員の資質向上を追求する観点から、定数削減が不可欠と判断し、委員長報告には反対します。

さらに、今報告の問題点は、今回の議会改革特別委員会は、定数削減の是非が問われたにもかかわらず、結論を冒頭に持ってこず、これまでの経過に大部分を割き、最後に採決結果を記載しています。有権者が知りたいのは、定数削減がどうなったかであり、分かりにくいものにしたとの疑念を禁じ得ません。

もう1つのレトリックについても説明したいと思います。定数削減反対を現状維持と表現する。中身は一緒なのにもかかわらず、受け取り方に差異が生じます。市民の皆さんにはぜひ覚えていただきたい。どう思われるかはともかく。この今委員長報告への賛成者は、定数削減反対で報告への反対者は定数削減を訴えていることを、よく覚えていただきたいと思います。

最後に、定数削減いつするの、今でしょと強調したいと思います。

○**議長（賀屋幸治）** 続いて、3番、藤川和弘議員。

○**3番（藤川和弘）** お時間いただき、ありがとうございます。

私は、委員長報告賛成、議員定数現状維持の立場で発言させていただきます。

3年前、初めての議会改革特別委員会、2019年大竹市議会議員選挙が無投票の結果を受

け、無投票を回避するために、議員定数削減と、私は何の根拠もなく発言させていただいています。その後、議会改革特別委員会での議論や、3年間議会議員活動をする中で、短い経験ではございますが、16名の議員定数でよいと考えるようになってまいりました。

また、私自身、大竹市民の方々に、議員定数について独自で聞き取りアンケートをした結果、多数の方が議員定数削減には反対しておられ、先ほど委員長からの報告がございましたが、今年4月、3カ所の会場で、議員のなり手不足と議員定数についてを共通の意見交換テーマとし、議会報告会を開催し、議員定数についてのアンケートもしております。

結果は、先ほど委員長の報告がありましたように、現状維持が一番多い結果であったこと。また、私自身のアンケート結果を重く受け止め、現状維持として、委員長報告に賛成として、終わります。

○議長（賀屋幸治） 続いて、4番、原田孝徳議員。

○4番（原田孝徳） 私は、議会改革特別委員会の委員長報告に、反対の立場で討論をさせていただきます。

委員長報告は現状維持ということでしたが、私は議員定数は削減すべき、具体的には1名削減して15名にすべきだとの意見です。これは無投票という結果だけではなくて、人口減少が進んでいく中で、議員だけではなくてどの業種も人手不足というのは深刻になると思います。そういうことを見越して定数削減をするということについては、議会の基本条例であります将来の予測及び展望を十分に考慮すること、それに当たるのではないかと思いますし、優秀な人材を確保するというのであればなおさらだと思います。

また、平成19年に、人口減少などの理由から16名に定数を削減してから、さらに約4,000人の人口が減っているにもかかわらず、人口が何人だったら定数を削減するのかという意見は、市民から聞きます。先ほどアンケートの話もありましたけれども、私は多くの市民の方が削減ということの声が多いというふうに聞いております。

また、同じく議会基本条例にあります行財政改革の視点からも、1名の削減をすることによる歳費の削減、これはもちろんなんですが、1名削減することによって、議会事務局の職員も今、現状5名ですが、4名にするということにもつながるということで、単に議員定数を削減するというだけでなく、それ以上の効果があるというふうに思っております。

今後、税収も減るでしょうし、いまだ実質公債費比率も高い水準にあることから、実際、身を切る削減をし、議員自らがそういうことをする必要があるというふうに考えます。実際、先ほど議会事務局の職員の話を出しましたが、16名の議員定数でも、4名の職員で運営している議会もありますし、それは十分に可能ではないかというか、そういう改革は必要ではないかというふうに考えます。

さらに2万5,000人前後の人口で、14名だったり15名だつたりの定数で運営できている議会もあることから、本市ができないということはないと思います。それだけの能力は十分に有しているというふうに考えます。

そういうことから、私は現状維持ではなく1名削減が必要であるという意見でありますので、この議会改革特別委員会の委員長報告に対しては、反対の意見であります。

○議長（賀屋幸治） 続いて、7番、小田上尚典議員。

○7番（小田上尚典） 委員長報告に賛成の立場で討論します。

地方議会の存在意義は何か。これを前回の無投票という結果で、すごく考えさせられました。それを重く受け止めて、前期と委員長報告ではありましたが、議会改革特別委員会に委員として入らせていただきました。

最初の2年間はSNSの発信、議会の今まで中継できていなかった委員会の中継、知ってもらおう活動、どんどん取り組んでいこう、進んできました。そして、今度は中身の充実、決算の中で出てきた意見を実際に議会の意見として取り上げていこうという仕組みづくり、その議論を充実させようという自由討議、そういう仕組みづくりも行ってきました。

市民の方に聞くと、議員は何をしているのか分からない。よく聞く言葉です。先日の一般質問でも言った気がしますが、それは議会にも言えることです。議会が何をしているか分からない、そこで先ほど副委員長から紹介がありました議長の言葉、信頼と関心。どうやって生めばいいのか、それを常に考えてきました。

市民の方に、議員定数どうすればいいでしょう、減らしたほうがいいですか。聞くと、そうですね、現状維持がいい、今のほうがいいよと言われる方もいますし、減らしたほうがいいと言われる方もおられます。ただ、何をしてるの、議員は、議会はそれが絶対についてまいます。もっと市民の方に議会として情報提供して知ってもらい、分かってもらい、議会はこういう仕事をしているんだから人数はこれぐらい必要だよ、分かってもらい活動をしないといけないと思います。

大竹市が、大竹市議会がどういう方向に進んでいきたいか、方向を決められていない今の現状で、議員定数を減らすということには反対です。現状をしっかり見極め、未来のため大竹市議会がどのような姿を目指していくのか、そこを明確にした上で減る、それならばいいです。ただ無投票だったから減らそう、それだと安易過ぎないですか、市民の方に失礼ではないですか、そんな思いで現状維持、賛成させていただきます。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 続いて、12番、児玉朋也議員。

○12番（児玉朋也） 私は、議会改革特別委員会の委員長の報告の現状維持に対して、反対の立場で討論を行います。

さきの委員長報告にありましたように、令和元年8月の市議選において無投票の結果を踏まえて2つの付議事項を示され、1つが議員のなり手不足解消に関する事項でした。無投票を回避すべく、委員会の皆様が協議を重ねてこられたことを認識しております。委員の多くは、さきの選挙で無投票の結果になったことに対し、大竹市議会にとって議員の定数問題は大きな課題であることを確認いたしました。

私が当選した平成19年から、定数16名です。平成19年の定数は、16名に対して21名の方が立候補されました。平成23年には21名の立候補、平成27年には19名、令和元年に16名で無投票でした。21名、19名、16名と、同じ定数にもかかわらず立候補者が減少しているのは、誰が見ても顕著です。前回16名の定数で無投票になったにもかかわらず現状維持を結論とされていることに対して、反対です。

委員会アンケート調査結果報告も、無投票を回避する打開策として、少数意見ではありますが、具体策として、定数削減は意見としてあります。その他は無投票への打開策について、具体案は示されておりません。何としても連続無投票となることを回避する対策を考え、また、無投票になることへの重大さを考えるべきではないでしょうか。

残念ながら、今の議会は1名の議員を除いて、市民から付託をされていない議会です。結果として、立候補した者の意思で今の議会は構成されています。選挙は民主主義の根幹をなすもので、選挙が行われなかったことは、そこに民主主義は存在しているのでしょうか。現状維持では明確な地域民主主義の実現は難しいと考えています。

定数減のデメリットとして、市民からの意見聴取を懸念され、地域の声が反映しづらくなるとの意見もあります。現在の議員が地域のエリア別に立候補しているのではなく、地域性はばらばらです。地域別の意見の収集は、地元自治会長がその役割を担っており、地域差の隔たりを解消されています。さらに、議会報告会を開催し、各地に出向いて地域の声を聴いた実績もあります。

その他のデメリットとして、執行部への監視機能の影響を心配されるかもしれませんが、過去、大竹市議会は15名で議員運営をこなしてきた実績が、既にあります。委員会については7名でした。私が定数を2名減の14名としても、少数精鋭の議会であれば、十分な議会運営はできると思います。

議会報告会出席者アンケート結果は、現状維持が多数を占めておりますが、私は市民任せでなく、我々議員自らが身を削る改革が必要であると思います。定数削減したら無投票を避けられるのかと意見もありますが、たとえ定数減を行って無投票となったとしても、定数減をしたと、身を削った改革を行った結果であれば、有権者に納得はしてもらえると考えます。現状維持で2回連続無投票となれば、議会への市民の信頼と関心を失い、ますます議員のなり手不足に拍車をかけかねません。

以上、大竹市議会議員定数は、現状維持の16名を維持することについて、反対の立場で討論いたします。皆様の御賛同をお願いいたします。

○議長（賀屋幸治） 続いて、15番、細川雅子議員。

○15番（細川雅子） 私は、議会改革特別委員会委員長報告に対して、賛成の立場で討論いたします。

まず、地方議会の議員定数ですが、かつては法律によって、人口規模によって決まっておりました。現在は条例によって、それぞれの市町が自分たちで決められるようになっております。つまり、議会のあり方とか役割など、それぞれの議会で考えて、その上で議員定数を決めるということです。

議会改革特別委員会では、2回にわたる全議員対象のアンケート、議会報告会での市民アンケートと意見交換などを経て、定数は現状維持との結論を出されました。2回目の全議員に対するアンケート結果は、ただいまの委員長報告にありましたとおり、現状維持が10名、減らすべきが6名でした。私自身は現状維持で回答させていただきました。

このときのアンケートの理由のところを見ますと、減らすべきだと言われた方々は、人口が減少している、無投票を回避するためといった理由を挙げられていました。ただいま

の討論の中でも、減少するべきという方は、そういった理由を言われているように思います。

一方で、現状維持という立場を捉えている方々の理由の中では、結論を出すにはまだ議論が十分にされていない、議論不足の状況で結論を急ぐべきではないとか、定数を減らしでも無投票にならない保証はないといった理由が多いというふうに考えました。

ただいまの討論の中で、お1人から、現状維持は削減に対する反対であるといった御意見がございましたが、これは私は違うと感じております。しっかりと議論した中では定数削減もあり得るといふように、はっきりと言われた現状維持の回答をされた議員もいらっしゃいます。しっかりとアンケートの内容、発言内容を分析されてから受け止めていただきたいと思います。

もう1つ、平成19年は人口減を理由に定数削減をしたんだといった御発言もございましたが、今まで議会改革特別委員会に提出されている資料を読みますと、人口減少を理由に削減したわけではございません。当時の非常に厳しい財政状況を考えて、議会からも財政難に対応するべきだということで、財政を理由に定数減をしております。ここも、過去の議員の皆様がしっかりとどのような議論をしてきたのかということをもっと読み込んでいただきたいなという思いでございます。

こういったアンケートの中身を見て、また、今の皆様の討論を聞きまして、やはりまだまだ議論が不足をしているというふうに感じております。このような状況であるのに、議員定数を減らすというのは安直であり、市民に対して無責任な態度だと考えます。現状維持しかございません。議会改革特別委員会の皆様の勇気ある結論に、私は賛成いたします。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 議事の途中ですが、議事の都合により、暫時休憩いたします。

なお、再開は13時ちょうどといたします。よろしく申し上げます。

~~~~~○~~~~~

11時59分 休憩

13時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（賀屋幸治） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議会改革特別委員会委員長報告を受けての討論の続きを行います。

13番、山崎年一議員。

○13番（山崎年一） 午前中から白熱した議論が続いておりますが、私も議会改革特別委員会委員長報告の定数現状維持に反対、削減すべきとの立場で討論をいたします。

私たち大竹市議会も、議会改革に真剣に、網谷委員長をはじめとして取り組んできましたが、依然として市民の地方議会と議員に対する目線は厳しく、とりわけ議員定数や議員報酬、政務調査費、あるいは議員活動について、さまざまな御批判をいただいているところでございます。

現在、広島県内各自治体においても、人口減少や財政難に伴い、議員定数の問題が議論されている自治体が多くあります。定数問題については、市民世論も関心が高く、報道が

盛んに行われているようであります。

私たち大竹市議会は、平成15年に市議選挙がありました、そのときに議員定数を18名、平成19年に16名と削減してまいりました。しかし、その後、平成23年、平成27年、令和元年と、3回の定例選挙が行われましたが、定数削減はなされませんでした。その間、人口は平成19年の3万147名から、先ほどの議員の紹介がありましたように、4,000人余りも減ることとなりました。議員1人当たりの人口は、1,884人から1,637人となったのであります。

皆様方御存じのように、大竹市は市域も78平方キロメートル、広島県内で一番小さい市で、可住地面積は約2割と言われております。約20平方キロメートルの中に16名の議員が、まさに他市から言うとひしめいていると、こういった状況ではないかと私は思うわけであります。

そういった中で、16名の議員が適正なのかという批判があるわけで、平成26年11月には4,508筆の議員定数削減の陳情署名が出されております、こういったことから見ましても、定数削減は市民の皆様の方々の思いでありますことをここで確認させていただいて、私は委員長報告にあります定数削減の据置き報告に反対の意思を表明して、討論といたします。

○議長（賀屋幸治） 続いて、16番、寺岡公章委員。

○16番（寺岡公章） 私は、委員長報告の最終結論には賛成です。

特別委員会の委員という立場ではありませんでした。ほとんどの会議は傍聴させていただきまして、16名の議員、どなたがどのような主張をしてこられたかは分かっているつもりです。

全議員対象に取られたアンケートでは、ほかの議員の回答全部に1つずつ質問をさせていただいて、自分自身のさらなる理解に努めました。その結果、削減を考えておられる皆さんとそうでない方と、議論の根本がかみ合っていないと受け止めています。それはどちらがいい、どちらが悪いというわけではなくですね。そういう状況であるから、残念ながら現状では議論が尽くされたとは言えないと。

将来何が竹市と市民のためになるかを考えたとき、具体的にどのような議会、また、議会事務局であることを目指すか目標を定め、そこにたどり着くためにどうするか、これらそれぞれの意見がまだばらばらに出ていて、委員会の統一見解となっていません。そのため定数減でも維持でも、結論が出た後の次のステップになかなか進めないというのが現状ではないかなと思います。

仮にですが、定数減と決まった場合、その後いつまでに何人減と決めるのか。その数字の論理的な根拠は。これくらいというわけにはいかないと思うんですね。条例改正まで、来年の改選にどうやって間に合わせるのか。スケジュールがまだまだ不明瞭であります。

逆に、仮に維持と決まった場合、その後、特別委員会のもう1つの目的であるなり手不足解消のための具体的な手段を、改めてどのようなスケジュールで決め、来年の夏までにどのように実施・運用していくのか、先が見えておりません。

いずれにしても、地方議会と構成員たる我々議員の役割、我々が今後どのような議会をつくっていくか、その議論の蓄積があれば、おのずと大竹市議会にとっての適正な定数が浮かび、10年後、20年後、さらには30年後、議会のあり方について後進が議論する場面全般の礎となり得ます。委員会には早速明日以降、さらに本質に踏み込んだ議論を期待したいと思います。

積極的な16名の維持というわけではありませんが、根拠を持った数字に至っている段階ではなく、定数の変更をするには拙速で、現在運用している平成19年以来の数、すなわち16名に頼らざるを得ない状況であるという判断をしております。

この件、ぜひ市民の皆さんにも関心を持っていただいて、アンケート結果や議会改革特別委員会の議事録、ホームページで御覧になっていただきたいと思います。

以上。

○議長（賀屋幸治） 通告を受けた討論は以上でございます。

他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

本件を、起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、現状維持であります。

本件について委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（賀屋幸治） 起立多数と認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第16～日程第23〔一括上程〕

認 第 5号 令和3年度大竹市一般会計決算

認 第 6号 令和3年度大竹市国民健康保険特別会計決算

認 第 7号 令和3年度大竹市漁業集落排水特別会計決算

認 第 8号 令和3年度大竹市農業集落排水特別会計決算

認 第 9号 令和3年度大竹市港湾施設管理受託特別会計決算

認 第10号 令和3年度大竹市土地造成特別会計決算

認 第11号 令和3年度大竹市介護保険特別会計決算

認 第12号 令和3年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算

○議長（賀屋幸治） 日程第16、認第5号令和3年度大竹市一般会計決算から、日程第23、認第12号令和3年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算に至る8件を、一括して議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 太田勲男 登壇〕



○副市長（太田勲男） 認第5号令和3年度大竹市一般会計決算から、認第12号令和3年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算に至る8件の各会計決算の概要を御説明いたします。

令和3年度の我が国の経済は、長引くコロナ禍の下、行動の制限や物流の停滞が続いたことなどにより強い下押し圧力を受け、停滞をしていましたが、緊急事態宣言等の解除以降、経済社会活動の水準が段階的に引き上げられる中で、景気は持ち直しの動きが見られ、本市においては個人市民税が前年度に比べ減少したものの、法人市民税や固定資産税が増加したため、市税総額は前年度に比べて若干の増加となっています。

しかしながら、人口減少等により、今後、市税は減少傾向が続く見込みであるため、大規模な建設事業の実施につきましては、防衛省再編交付金をはじめ、国県支出金を有効に活用しながら、地方債の発行抑制に努めてきたところでございます。

令和3年度は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られるという状況でございましたが、クーポン券発行事業などの地域経済対策や、大竹駅周辺整備事業、市立保育所等整備事業などの継続事業に取り組んでまいりました。

それでは、令和3年度に実施いたしました事業につきまして、分野ごとの重点施策の順に沿って御説明いたします。

まず、第1の施策「教育・文化」につきましては、子供の学びと成長を支える教育の充実を推進いたしました。

主な取り組みといたしましては、大竹小学校プール建設事業として、大竹小・中学校の児童・生徒が使用する新しいプール施設の設計を行いました。また、専門的な知識を持つICT支援員や、学習環境サポートのための学級支援員、読書活動推進員を配置するなど、教育環境の充実に努めてきたところでございます。

第2の施策「産業・雇用」につきましては、地域産業の振興、中小企業の支援に取り組んできたところでございます。

主な取り組みといたしましては、産業振興奨励事業として、新たに設備投資等を行った事業者に奨励金を交付し、市の産業の振興を図ったところでございます。

第3の施策「生活・環境」につきましては、暮らしやすい生活基盤の整備を進めました。

主な取り組みといたしましては、阿多田フェリー新船建造事業として、離島航路の利便性向上と安定的な運航を確保するため、新船の設計及び建造工事に着手をいたしました。

また、大竹駅周辺整備事業として、前年度に引き続き自由通路等の本体工事や支障となる物件の補償などのほか、駅前広場等の無電柱化に着手をいたしました。

第4の施策「安全・安心」につきましては、防犯・交通安全の対策、救急・防災体制の充実に取り組んだところでございます。

主な取り組みといたしましては、防犯対策事業として、公共空間における市民の安全を確保するため、市内の4カ所に防犯カメラを設置いたしました。

また、一般河川（水路）浚渫事業として、豪雨による河川氾濫等の浸水被害を未然に防ぐため、土砂の堆積等により流下機能が低下した河川等のしゅんせつを行ったところでございます。

第5の施策「健康・福祉」につきましては、心が触れ合う福祉の充実、生涯元気な心と体づくりに取り組みました。

主な取り組みといたしましては、市立保育所等整備事業として、子育てしやすいまちづくりの推進のため、本庁舎敷地内に公立保育所と子育て支援関連施設を整備したところでございます。

第6の施策「自治・行政運営」につきましては、市民自治の促進、健全な行財政運営の推進に取り組みました。

主な取り組みといたしましては、証明書コンビニ交付事業として、市民サービスの向上のため、マイナンバーカードを使ってコンビニエンスストアで住民票の写しなどの証明書が取得できるよう、システム構築を行ったところでございます。

また、新型コロナウイルス感染症対策の取り組みとしましては、住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業、子育て世帯への臨時特別給付金支給事業、クーポン券発行等事業などの事業を実施しております。

続きまして、令和3年度における各会計決算の概要を御説明いたします。

まず、認第5号令和3年度大竹市一般会計決算から御説明いたします。

一般会計は、当初歳入歳出予算が155億6,357万7,000円でしたが、新型コロナウイルス感染症対策の補正予算等により、最終予算の総額は204億5,642万3,804円となり、当初予算と比べますと、31.4%の増加となっています。

歳入総額は182億3,680万1,141円で、予算に対して、89.1%の収入割合となっております。

一方、歳出総額は169億1,715万9,559円となり、執行率は82.7%となっています。この結果、当年度の形式収支は13億1,964万1,582円の黒字となり、翌年度への繰越事業費に充てる9億2,199万4,412円を差し引いた残額3億9,764万7,170円が、令和3年度の実質収支黒字額となります。

なお、この歳計剰余金につきましては、2億円を地方自治法第233条の2の規定に基づき財政調整基金に繰り入れ、繰り入れ後の残り1億9,764万7,170円を、令和4年度へ繰り越しいたしました。

歳入歳出のそれぞれの数字につきましては、決算書及び附属資料としての主要事業報告書に詳細を記してございますので、省略をさせていただきます。

次に、認第6号令和3年度大竹市国民健康保険特別会計決算について御説明いたします。

歳入総額30億1,523万9,785円に対し、歳出総額30億1,380万9,846円となり、形式収支及び実質収支は142万9,939円の黒字となっております。

この会計の歳入は、保険料、県支出金のほか、一般会計からの繰入金などで、歳出は、保険給付費、保健事業費などでございます。

歳計剰余金については、80万円を地方自治法第233条の2の規定に基づき国保財政調整基金に繰り入れ、繰り入れ後の残り62万9,939円を、令和4年度へ繰り越しいたしました。

次に、認第7号令和3年度大竹市漁業集落排水特別会計決算について御説明いたします。

歳入総額、歳出総額共に3,684万9,045円となっており、この会計の歳入は、排水施設使

用料及び市債のほか、一般会計からの繰入金で、歳出は、阿多田地区にある排水施設の維持管理経費などでございます。

続いて、認第8号令和3年度大竹市農業集落排水特別会計決算について御説明いたします。

歳入総額、歳出総額共に4,333万2,583円となっており、この会計の歳入は、排水施設使用料及び市債のほか、一般会計からの繰入金で、歳出は、栗谷地区にある排水施設の維持管理経費などでございます。

次に、認第9号令和3年度大竹市港湾施設管理受託特別会計決算について御説明いたします。

歳入総額7,527万7,338円に対し、歳出総額は5,321万3,931円となり、形式収支及び実質収支は、2,206万3,407円の黒字となっております。この会計の歳入は、港湾施設使用料や県支出金などで、歳出は施設の維持管理経費でございませう。

次に、認第10号令和3年度大竹市土地造成特別会計決算について御説明いたします。

歳入総額2億1,778万1,672円に対し、歳出総額8億972万8,597円となり、差し引き5億9,194万6,925円の歳入不足となっております。この歳入不足額につきまして、翌年度の歳入を繰り上げて充用いたしております。

この会計の歳入は、土地売払収入や一般会計からの繰入金などで、歳出は、晴海海面埋立地及び阿多田海面埋立地並びに小方ヶ丘等の維持管理経費などでございませう。

次に、認第11号令和3年度大竹市介護保険特別会計決算について御説明いたします。

歳入総額26億5,467万9,628円に対し、歳出総額は25億4,704万628円となり、形式収支及び実質収支は1億763万9,000円の黒字となっております。この会計の歳入は、保険料、国・県支出金、支払基金交付金のほか、一般会計からの繰入金などで、歳出は、保険給付費、地域支援事業費などでございませう。

歳計剰余金については、6,208万5,756円を地方自治法第233条の2の規定に基づき介護給付費準備基金に繰り入れ、繰り入れ後の残り4,555万3,244円を、令和4年度へ繰り越しております。

最後に、認第12号令和3年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算について御説明いたします。

歳入総額5億445万9,219円に対し、歳出総額5億182万1,021円となり、形式収支及び実質収支は263万8,198円の黒字となっております。この会計の歳入は、保険料、一般会計からの繰入金などで、歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金などでございませう。

以上が、令和3年度の各会計における、決算の概要でございませう。

次に、令和3年度決算につきまして、普通会計の地方財政状況調査の概略を御説明いたします。

歳入総額182億1,264万9,000円に対し、歳出総額168億7,094万4,000円となり、9億2,199万4,000円の翌年度繰越財源を差し引き、実質収支額は4億1,971万1,000円の黒字となっております。

性質別歳出についてみると、人件費、扶助費、公債費からなる義務的経費は、前年度と

比べ6億8,729万3,000円増の71億9,903万3,000円となっています。

主に新型コロナウイルス感染症対策に係る臨時特別給付金等により、扶助費が6億7,012万6,000円増加したことによるものでございます。

投資的経費は、大竹会館改築等事業及び本庁舎耐震改修事業が完了したことなどにより、前年度と比べ、18億6,812万7,000円減の30億5,891万5,000円となっております。

なお、令和3年度末の地方債残高は231億7,094万1,000円となり、前年度末に比べ4,789万2,000円減少しているところでございます。

経常経費に地方税や地方交付税などの一般財源がどの程度充てられているかを示す経常収支比率は、前年度に比べ2.8ポイント減の、90.6%となっております。

本市においては、これまでもさまざまな行財政改革に取り組んでまいりましたが、増え続ける社会保障費を捻出するためには、歳入の確保のみでは賄いきれません。市の所有する施設について、効率的な人員配置や機能の集約など施設のあり方を検討するなど、効率的で持続可能な財政運営に努め、市民の皆様が願う「笑顔・元気・かがやく大竹」の実現に向け「よいまち」づくりに取り組んでまいります。

議員の皆様方におかれましては、各会計の決算につきまして、十分なる御審議をいただき、御承認くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（賀屋幸治） この際、監査委員に決算審査の報告を求めます。

代表監査委員。

〔監査委員 薬師寺基夫 登壇〕

○監査委員（薬師寺基夫） 代表監査委員の薬師寺でございます。

監査委員を代表いたしまして、令和3年度大竹市一般会計及び特別会計決算の審査概要を御説明いたします。

審査意見書1ページから2ページを御参照ください。

本審査は、令和4年8月15日から8月25日までの期間において、市長から送付された各会計の決算書及び歳入・歳出事項別明細書並びに各種調書の点検を行い、会計管理者保管の帳簿類及び証書類との照合等を行いました。

その結果、各会計の決算書及び附属書類は、いずれも地方自治法及び関係法令に準拠して調製されており、かつ、それらの計数は正確であることを認めました。

それでは、お手元の意見書に沿って御説明いたします。

初めに、一般会計と特別会計全体の決算規模につきまして、3ページをお開きください。

第1表、決算額の推移というところの令和3年度の合計欄を御覧いただきますと、各会計を通じた決算総額は、歳入が247億8,442万円、歳出が239億2,295万5,000円となり、歳入から歳出を差し引いた形式収支は8億6,146万5,000円の黒字となっております。

続いて、4ページをお開きください。ここでは、一般会計及び特別会計の決算収支の状況を説明しております。

第2表を御覧いただきますと、特に一般会計は、過去最大規模の令和2年度決算と比較しますと、A欄の歳入は13.2%の減、B欄の歳出は15.9%の減となっております。

各会計を通じた総額で見ますと、C欄の形式収支から、D欄の翌年度繰越財源を差し引

いた、E欄の実質収支は6,052万9,000円の赤字決算となっているものの、その下にあります第3表の会計別の決算収支の内訳を御覧いただきますと、一般会計に限っては、実質収支が3億9,764万7,000円の黒字決算となっております。

続きまして、7ページをお開きいただきまして、下段の第7表、市債現在高の前年度比較を御覧ください。

一般会計と特別会計を合わせた当年度末の市債現在高は271億866万4,000円となっております。前年度と比較して、一般会計は0.2%の減、特別会計の総額は6.4%の減となっております。

続きまして、8ページをお開きいただきまして、第8表の財政状況の推移を御覧ください。

当年度の指標は御覧いただいたとおりです。このうち実質公債費比率13.8%は、前年度と比較して1.1ポイント低くなっておりますが、これは人口10万人未満の県内7市との比較において、最も高い数値となっております。

次に、一般会計の歳入決算の状況を御説明いたします。11ページをお開きください。第10表、自主財源及び依存財源の年度比較の右側の増減の欄に御注目ください。

上段の自主財源につきましては、前年度と比較して6億9,989万2,000円、これを率にしますと8.0%の増加というふうになっております。

主な要因として、21款の諸収入が16.7%と大きく減少したものの、ふるさと納税などによる18款の寄附金が123.8%の増、20款の繰越金が85.1%の増と、それぞれ増加を果した結果であります。

下段の依存財源につきましては、前年度と比較して34億7,733万3,000円の減、これも率にしますと28.4%の減少ということになっております。主な要因としまして、11款の地方交付税、これが23.4%の増、16款の県支出金も42.9%の増と、それぞれ増加したものの、新型コロナウイルス関連の臨時交付金など、15款の国庫支出金が大きく43.6%も減少し、また、大竹会館改築や本庁舎耐震改修の大型事業の完了に伴って、22款の市債が53.8%減少したことによるものであります。

個別の款ごとの歳入状況につきましては、13ページから24ページにかけて掲載しておりますが、本日は時間の都合上省略いたしますので、こちらは後ほど御覧ください。

続きまして、25ページをお開きください。ここからは、一般会計の歳出決算の状況について述べています。

次の26ページを開けていただきますと、第33表に一般会計における款別の前年度比較を掲載しております。

右側の増減欄の合計を御覧いただきますと、前年度と比較して歳出全体では15.9%の減少となっております。

同じく26ページ下部の、第33-1表、普通会計における性質別経費の前年度比較を御覧ください。

上段の消費的経費を前年度と比較いたしますと、子育て世帯や住民税非課税世帯を対象とした臨時給付金などの扶助費が32.1%増加したものの、新型コロナウイルス感染症関連

の特別定額給付金などの補助費等が71.4%の大幅減となっています。

中段の投資的経費を見ますと、普通建設事業費が37.9%減少しております。これは本庁舎耐震改修事業や大竹会館改築等事業といった大型事業が完了したことに伴う結果を示しておるものであります。

個別の款ごとの歳出状況につきましては、29ページから37ページにかけて掲載しておりますので、こちらはお時間の関係から、後ほど御確認ください。

続きまして、特別会計の決算状況を御説明いたします。38ページのⅢ、特別会計の項をお開き下さい。

第47表の特別会計全体の決算収支の状況を御覧いただきますと、前年度と比較してA欄の歳入総額が2.6%の減、B欄の歳出総額が2.3%の減となっており、表の一番下のE欄の実質収支の総額は、4億5,817万6,000円の赤字となっています。

39ページの第48表、会計別の決算収支の状況を御覧いただきますと、このうち土地造成会計の決算収支が大きく赤字決算となっており、不足額は翌年度歳入からの繰上充用金で補填されております。

各会計の個別の状況は、40ページから49ページに掲載しておりますので、こちらは後ほど御確認下さい。

続きまして、大きく飛びまして50ページから53ページにかけましては、財産に関する調書として、公有財産及び基金等の異動の明細を掲載しております。大事な数字ではありませんが、今回は説明を省略いたしますので、こちらも後ほど御確認ください。

それでは、最後に、54ページをお開き下さい。こちらで本審査を総括した意見を「むすび」として述べています。

55ページの4、「健全な財政運営」と「行政の将来像の実現」に向けてを御覧ください。少し長くなりますが、監査委員の意見の本筋を述べたものとなりますので、ここからは逐次読み上げさせていただきます。

本市の財政推計では、今後も複数の大型事業が予定されており、事業実施のための多額の地方債の発行によって、数年後には減少傾向にある公債費が上昇に転じることが予測されるなど、引き続き厳しい行財政運営となることが見込まれています。

最少の経費で最大限の効果を上げるためには、より一層健全な財政運営と将来を見通した財政基盤の構築に努めることは言うまでもありません。

本市においては現在、さまざまな広報広聴活動が取り組まれているところですが、市民に対する説明責任を適切に果たすことで、持続的な財政運営の信頼を得る不断の努力が重要であると考えます。

特に、市民の理解を得るためには、本市の財政状況が置かれた正確な情報を市民に分かりやすく説明し、理解していただくことが重要であり、これまで以上にこの点に留意することが求められるところであります。

また、国や地方においては、限られた人材と財源の中で、少子化や高齢化、デジタル化の進展など社会経済情勢の変化に適切に対処し、行政サービスを提供し続けるためには、デジタル技術やAIの活用など、DX、いわゆるデジタルトランスフォーメーション、デ

デジタル化による変革・変身という意味ですけれども、この推進による、効率的かつ効果的な業務改善は、まさに欠かせないものと考えます。

今後、第1期大竹市まちづくり基本計画の確実な計画実施が求められるところでもあり、大竹市行財政システム改善実施計画においては、将来を見据えた計画的で効率的な行財政運営に向けた取組項目が示されています。そうした行政の将来像の実現に向けた施策において、PDCAサイクルによる進捗管理と継続的な見直しを確実にを行うことを要望するものであります。

以上で、令和3年度一般会計及び特別会計決算の審査概要の説明を終わります。ありがとうございました。

○議長（賀屋幸治） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本8件につきましては、委員8名をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、本8件につきましては、8名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査と決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、1番、賀屋幸治議員、2番、末広天佑議員、3番、藤川和弘議員、5番、小中真樹雄議員、7番、小田上尚典議員、10番、和田芳弘議員、13番、山崎年一議員、16番、寺岡公章議員の8名を指名いたします。

お諮りいたします。

副議長は、決算特別委員会に出席し、発言できることといたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第24 報告第8号 令和3年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（賀屋幸治） 日程第24、報告第8号令和3年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

総務部長。

[総務部長 佐伯和規 登壇]

○総務部長（佐伯和規） 報告第8号令和3年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和3年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について報告するものでございます。

それでは、令和3年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率報告書の1ページを御覧ください。令和3年度決算における大竹市の健全化判断比率を記載しております。

実質赤字比率につきましては、赤字額がないため、記載すべき数値はありません。

連結実質赤字比率につきましても、赤字額がないため、記載すべき数値はありません。

実質公債費比率は13.8%となっており、令和2年度決算と比較して1.1ポイントの減少となっております。

将来負担比率は136.8%となっており、令和2年度決算と比較して19.6ポイントの減少となっております。これは一般会計及び土地造成特別会計における地方債残高が減少したことや、地方創生事業基金の積み立てにより充当可能基金が増加したこと、普通交付税の増などにより、標準財政規模が増加したことによるものでございます。

なお、4つの健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準以下となっております。

2ページから5ページに、4つの健全化判断比率の計算根拠を記載しております。

次に、6ページを御覧ください。

令和3年度決算における公営企業ごとの資金不足比率を記載しております。

水道事業会計、工業用水道事業会計、公共下水道事業会計、農業集落排水特別会計、漁業集落排水特別会計及び土地造成特別会計の全ての会計において、資金不足額がないため、記載すべき数値はありません。

7ページから9ページに、資金不足比率の計算根拠を記載しております。

なお、監査委員の審査意見書を添付しておりますので、よろしく願いいたします。

以上、簡単ではございますが、報告第8号令和3年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての説明を終わります。

○議長（賀屋幸治） 本件は報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第25 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（賀屋幸治） 日程第25、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

総務文教委員長から、委員会において審査中の事件について、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がありました。

本件につきまして、発言の通告を受けておりますので、発言を許可します。

なお、会議規則第38条で、委員会に付託した事件は、その審査または調査の終了を待つて議題とすると規定されております。したがって、請願そのものを議題とすることはできませんので、御承知おきください。

5番、小中真樹雄議員。

○5番（小中真樹雄） 私も総務文教委員会に所属しておりましたが、総務文教委員会にお



いて、大竹高等学校関係者からの300万円の支援要請の陳情に対して、継続審議と決定されましたが、その継続審議に反対の立場から意見します。

その継続審査の中身の審議をせず、いきなり継続審議というのは、普通の感覚で行くとどう考えてもおかしいのではと、私は考えます。市側の十分な説明もあり、継続審議に対する理由は見当たりません。安易な継続審議は、議会の機能不全をもたらすと指摘しておきたいと思います。

○議長（賀屋幸治） ただいま議題となっております本件について、委員長の申し出のとおり継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（賀屋幸治） 起立多数と認めます。

よって、本件はさよう決定されました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第26 生活環境委員会の閉会中の継続審査について

○議長（賀屋幸治） 日程第26、生活環境委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

生活環境委員長から、委員会の所管事務について先進地の事例を調査研究するため、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第27 議員派遣について

○議長（賀屋幸治） 日程第27、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣については、サイドブックに掲載のとおり派遣することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、議員派遣についてはサイドブックに掲載のとおり派遣することに決しました。この際、お諮りいたします。

ただいま決定をいただきました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には議長に一任を願いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、諸般の事情により変更を生じる場合には、議長に一任することに決しました。

お諮りいたします。

本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

この際、御通知をいたします。本日本会議終了後、第1委員会室において正副委員長互選のため、決算特別委員会を開催いたします。関係者はお含みの上、御参集をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

定例会閉会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 市議会9月定例会の閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

このたびは、御提案申上げました案件につきまして終始熱心に御審議をいただき、議決を賜りましたことに、ここに厚く御礼を申し上げます。

会期中、議員の皆様方からいただきました貴重な御意見、御要望につきましては、これをしっかりと検討させていただきまして、今後の市政運営に反映をさせてまいりたいと考えております。

これから秋も深まる中、皆様におかれましては何かと御多忙とは存じますが、どうか御自愛いただき、ますますの御活躍をお祈り申し上げまして、閉会に当たりましての御挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（賀屋幸治） これにて本日の会議を閉じ、第5回大竹市議会定例会を閉会いたします。

13時49分 閉会

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年9月21日

大竹市議会議長 賀屋 幸治

大竹市議会議員 藤川 和弘

大竹市議会議員 原田 孝徳